

公益財団法人新潟県消防協会表彰規程

(総 則)

第1条 公益財団法人新潟県消防協会定款第4条第3号の表彰は、本規程による。

(表彰の区分)

第2条 前条の表彰は、次の区分による。

- (1) 表彰旗 功績ある消防機関に贈与する。
- (2) 竿頭綬 前号の表彰旗を受けた後、前号に次ぐ功績のあった消防機関に贈与する。
- (3) 功労章 災害現場において抜群の功労のあった消防職団員に贈与する。
- (4) 顕労章 災害現場などにおいて前号に次ぐ功労のあった消防職団員に贈与する。
- (5) 功績章 消防の改善発達に特段の功績ある消防職団員に贈与する。
- (6) 精勤章 勤続10年、20年及び30年以上勤務に精励した消防職団員に贈与する。
- (7) 表彰状 ア 消防機関に協力し、他の模範と認められる一般団体及び個人に贈与する。
イ 災害現場などにおいて、功労のあった消防機関に贈与する。

(表彰旗)

第3条 前条第1号の表彰旗を消防団に贈与する場合は、次に掲げる消防団とする。

- (1) 総合的消防力の強化拡充について特に優秀であり、広く他の模範と認められるもの。
- (2) 災害現場において任務遂行上、抜群の功労があり、他の模範と認められるもの。
- (3) 防火思想の普及徹底を図り次の期間無火災のもの。ただし、無火災所要期間が1年に満たないものは、毎年1月31日現在で無火災の事実が2回以上あっても本条の適用については1回とみなす。

市町村の人口区分	無火災所要期間
5,000人未満	120月
10,000人未満	60月
30,000人未満	20月
50,000人未満	12月
100,000人未満	6月
150,000人未満	4月
200,000人未満	3月
300,000人未満	2月
300,000人以上	1月

- 2 前項第3号に規定する火災の意義及び期間の計算等は、次のとおりとする。
- (1) この規程による火災とは、国で定めた基準（火災報告等取扱要領）による。
 - (2) 期間の計算については、民法第143条の規定を準用する。
 - (3) 期間の起算は、市町村ごとに火災のあった翌日から起算する。
- 3 前条第1号に規定する消防機関とは、消防組織法第9条に規定する消防本部、消防署並びに消防団をいう。

(竿頭綬)

第4条 第2条第2号の竿頭綬は、前条の表彰旗を受けた後、次の各号に該当する消防機関に贈与する。

- (1) 前条第1号に次ぐ功績のあった優良消防機関
 - (2) 前条第2号に次ぐ功績のあった現場功労機関
 - (3) 繰返し無火災の実をあげた消防機関
- 2 前項第2号の消防機関には、前条第3項で規定する消防機関のほか、分団、部又はこれに準ずる消防隊或いは災害の現場において消防職団員で臨時に編成された組織も含むものとし表彰状による表彰とすることができる。

(功労章)

第5条 第2条第3号の功労賞は、水火災又は地震等の災害現場において、危険を冒して消防任務の遂行に当たり功労が抜群であって他の模範と認められる者に贈与する。

(顕労章)

第6条 第2条第4号の顕労章は、水火災又は地震等の災害現場並びにこれに準ずる場所又は消防訓練等での公務の遂行に際し、よくその職責を完うし他の模範と認められる者に贈与する。

(功績章)

第7条 第2条第5号の功績章は次の消防職団員に贈与する。

- (1) 消防の改善発達に特段の功績があった者
- (2) 消防の機械器具の発明発見に功績顕著と認められる者
- (3) 教育主幹、訓練部長、技術部長及び予防部長として十年以上勤続し、功績顕著と認められる者

(精勤章)

第8条 第2条第6号の精勤章は10年、20年、30年の3段階勤続に区分し、その勤続成績が優秀と認められる消防職団員に贈与する。

- 2 勤続年数の計算については、消防団員、消防職員及び警察官吏の前職は、通算することができる。ただし、警察官吏の前職については、消防事務を担当した期間に

限るものとする。

(会員以外の者に対する表彰)

第9条 第2条第7号アに規定する表彰状は次の各号の1以上に該当し、他の模範と認められる一般団体及び個人に贈与する。

- (1) 水火災又は地震等の災害現場において消防に協力し抜群の功労があったもの。
- (2) 災害の予防警戒に顕著な功績があったもの。
- (3) 消防機械器具の発明発見に特別の功労があったもの。
- (4) 消防の進歩発展に特別の功績があったもの。
- (5) 消防事務に多年従事し、成績優秀で他の模範と認められるもの。

(特 例)

第10条 第2条の規定による表彰は予算の範囲内に行うものとし、賞品又は賞金をあわせて授与することができる。

(表彰の推薦)

第11条 会長は、第2条の規定に該当する表彰について、別に定める具申書及び功績調書等により、地域の消防団体に対し推薦を求めるものとする。

(殉職者の顕彰)

第12条 殉職者は太平神社に合祀するとともに、顕彰状を贈り遺績を顕彰するものとする。

(補 則)

第13条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人設立の登記の日(平成23年1月4日)から施行する。
- 2 現行の財団法人新潟県消防協会表彰規程は、廃止する。